立教大学における
「安全保障輸出管理」
ハンドブック

学校法人立教学院立教大学

（安全保障輸出管理委員会）

第1版
(2015年4月）

目次

Ⅰ. はじめに
　１．安全保障輸出管理とは
　　①「輸出」とは
　　②規制の対象となる物、技術、国（機関）
　　③物の輸出と技術提供の違い
　　④研究者・留学生受入れの場合
　　⑤大学・研究機関でよく見られる技術提供の機会例
Ⅱ. 立教大学における安全保障輸出管理体制と手続き
　１．立教大学安全保障輸出管理体制
　　①体制図
　　②役割
　２．学内手続き
　　①手続きチェックフロー
　　②手続きに必要な書類等
　３．「該非判定」等の判断にあたって（注意点）
　４．例外規定（許可を要しない特例）
　５．相談・問合せ
Ⅲ. 用語解説
Ⅳ. こんなときどうする（Q&A）
Ⅴ. 立教大学安全保障輸出管理規程・様式
　参考資料
　付１．リスト規制対象物一覧
　付２．キャッチオール規制対象貨物一覧表
　付３．おそれ省令
　　大量破壊兵器の開発等に用いられる
　　おそれの強い貨物例
　　通常兵器の開発等に用いられる
　　おそれの強い貨物例
　付４．輸出者等が「明らかなとき」を判断するための
　　ガイドライン
　付５．大量破壊兵器開発等の懸念がある
　　外国ユーザーリスト

Ⅰ.はじめに

1.「安全保障輸出管理」とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事目的に利用可能な貨物（装置・試料等）及び技術を、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡らないようにするための管理制度で、日本においては、**外国為替及び外国貿易法（外為法）**に従って実施されています。

規制の対象になっている物の輸出、技術の提供等を行う場合には、経済産業大臣の許可を得る必要があります。無許可で輸出・提供すると、外為法違反となり、法律に基づき個人及び大学に刑事罰（1000万円以下又は対象となる貨物や技術の価格の5倍以下の罰金、10年以下の懲役）や行政制裁（3年以内の物の輸出・技術の提供の禁止）が科せられることがあります。

大学においては、法令遵守及びリスク管理の観点から、また教育研究機関として社会的・道義的責任を果たす観点からも、安全保障輸出管理は必須事項です。国際的な学術交流活動等を円滑に、安心して進めるためにも、適切に対応する必要があります。

研究機材や化学物質、微生物等の輸出（海外出張時の持出し）、海外の政府や企業が関係する受託研究や共同研究、海外企業・大学への技術指導や講義・発表、海外からの研究員や留学生の受入れ、研究課程における海外研究者とのデータや資料の交換等が、外為法に基づく安全保障輸出管理上の規制対象となり、経済産業省への許可申請が必要となることがありますので、注意が必要です。

①「輸出」とは？

外国に物を出す行為はすべて「輸出」

外国に物を出すという行為はその形態・方法が何であれ輸出になり、輸出に関する法規制の対象となります。

次のような場合は、すべて輸出となります。

①有償輸出（一般的にいわれる貨物の輸出）
②無償輸出（サンプル、展示会への出展、修理のための返品等）
③職業用具や部品等の海外への携行
④国際宅配便等を利用して海外発送

技術を提供する場合も「輸出」

技術を外国において提供することを目的とする取引、又は非居住者に提供することを目的とする取引（=役務取引）は、外為法に基づく各種法令等に規定されている事項を遵守し、適正な手続を行うことが必要です。

次のような場合は、技術の提供（役務取引）になります。

①技術者が、海外に行って客先に技術内容を説明する。
②海外の客先から研修生を呼んで日本で技術研修会を行う。
③取扱説明書や学会発表用の技術資料を、限定された相手に配布する。
④ソフトウェアを装置等に内蔵して輸出する。
⑤技術資料やUSBメモリなどの電子媒体で技術を海外に提供する。
⑥E-mailに技術資料を添付し、海外の取引先に送付する。

※これらは海外研究員・留学生を受入れる場合も適用されます！

②規制の対象となる物、技術、国（機関）

規制には、以下の2 種類があり、物の輸出や技術の提供を行おうとする相手（国、機関等）により適用される規制が異なります。

日本では、**外為法**に基づき輸出規制が行われており、以下のいずれかに該当し、例外規定が適用できない場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。

○リスト規制

兵器そのものや兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品などを**15項目**にリストアップしています。輸出にあたっては**経済産業大臣の輸出許可又は承認が必要**です。

全地域対象

武器・兵器の開発等に用いられるおそれの高い物や技術はスペックにより詳細なリストで規制されています。

【物：輸出貿易管理令（輸出令）別表第1 の1 項～ 15 項】
【技術：外国為替令（外為令）別表の1 項～ 15 項】

○キャッチオール規制

リスト規制品に該当しない物の輸出に対して、その**用途**と**需要者**の内容に応じて規制されています。

キャッチオール規制の対象となった貨物・技術は**輸出前に許可が必要**となります。

■大量破壊兵器キャッチオール規制

ホワイト国*1以外の**全地域**

相手によって大量破壊兵器の開発などに用いられる**おそれ**がある場合には物の輸出や技術の提供が規制されています

*外国ユーザーリスト（経産省が提供する懸念機関リスト）に掲載された機関向けの場合は特に注意が必要

■通常兵器キャッチオール規制

国連武器禁輸国・地域*2（11か国・地域）

相手によって通常兵器の開発等に用いられる**おそれ**がある場合には物の輸出や技術の提供が規制されています

国連武器禁輸国・地域・ホワイト国を除くすべての国

国連武器禁輸国・地域・ホワイト国を除くすべての国は**インフォーム要件**のみ

*通常兵器の用途確認については、国連武器禁輸国向けの輸出に限って確認が必要（通常兵器補完的輸出規制）

***1【ホワイト国】 安全保障輸出管理を厳格に行っている欧米などの27 ヶ国**

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、 オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、 ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

***2 国連武器禁輸国・地域（11か国・地域）**

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、 イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

客観要件（用途要件、需要者要件）にあたらない場合でも、経済産業省から許可を得るよう通知を受けた場合（**インフォーム要件**）は、輸出前に許可が必要となります。

③物の輸出と技術提供の違い

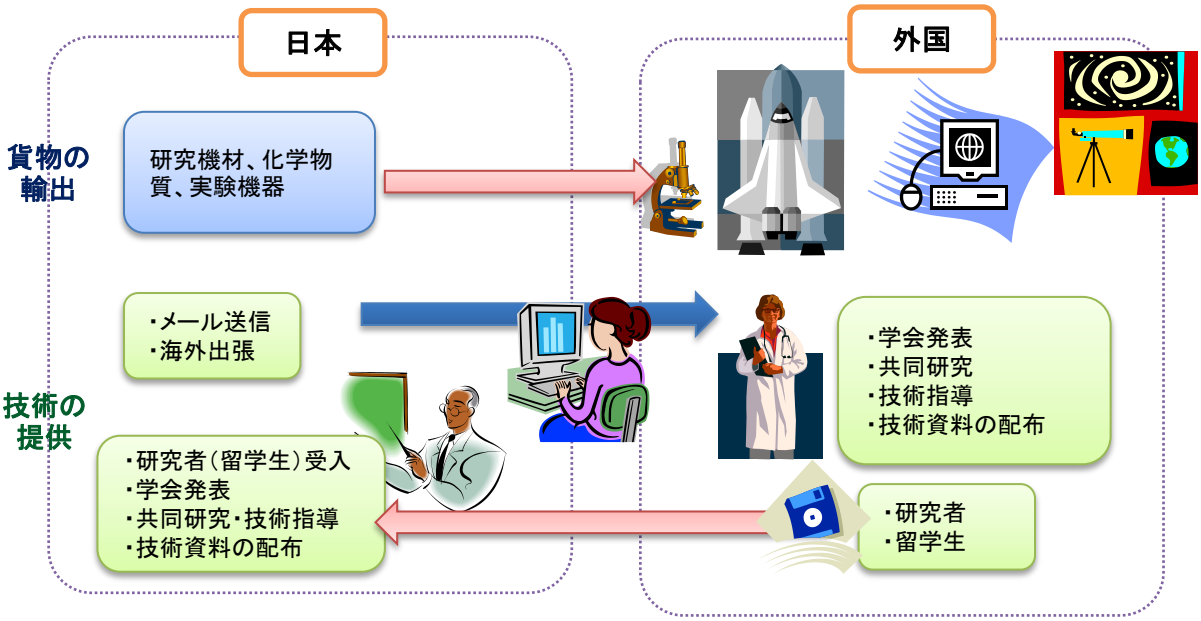

④研究者・留学生受入れの場合

海外からの留学生・研究員を受け入れる際に技術提供を行う場合は、日本国内においても規制対象となる可能性があります。また、これらの取引や行為は、無償であっても有償であっても、外為法の規制対象であれば、実施する前に経済産業省の許可が必要となります。

ただし、提供する技術内容が、不特定多数の者が知っているもの、既に特許として出願・公開されているものは、公知技術として許可申請の対象とはなりません。

海外からの留学生・研究員相手への技術提供は、その提供相手の居住性によって該非判定を必要とするため、注意が必要です（下記図を参照ください。）

◆技術提供の形態と安全保障輸出管理の規制対象（該非判定）

提供相手			居住性	技術の提供（役務取引の形態）	該非判定
入国前			非居住者 *1	教（職）員（居住者）→海外からの学生・研究者（非居住者）	規制対象 **該非判定必要**
入国後	雇用関係あり ＊雇用関係無しの場合は来日後項目参照		居住者 *2	教（職）員（居住者）→海外からの学生研究者（居住者）	規制対象外 該非判定**不要**
	来日後	6ヶ月以上			
		6ヶ月未満	非居住者 *1	教（職）員（居住者）→海外からの学生・研究者（非居住者）	規制対象 **該非判定必要**
				学生・研究者→外国（居住性に関わらない）	居住等に係らず規制対象 **該非判定必要**

＊1　非居住者

日本人の場合
・外国にある会社･機関に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者
・2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者
・出国後外国に2年以上滞在している者
・上記に掲げる者で、一時帰国し、その滞在が6か月未満の者
（例：・出張による一時帰国をする者）

外国人の場合
・外国に居住する者
・外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
・外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る）
（例：・来日後6か月未満の留学生）

＊2　居住者

日本人の場合
・日本国に居住する者
・日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合
・日本国にある会社に勤務する者
・日本国に入国後6ヵ月以上経過している者
（例：　・大学の雇用関係のある研究者
・来日後6か月以上経過している留学生）

⑤大学・研究機関でよく見られる技術提供の機会と注意事項

大学における教育・研究活動には研究者同士の国際的な情報交換や研究にかかる資料の提供、留学生に対する技術指導など、外為法上の貨物の輸出もしくは技術の提供とみなされる行為が日常的におこなわれています。その多くは兵器に用いられるおそれのほとんどない技術・情報、公知の技術・情報提供の範囲での教育であり、直ちに安全保障輸出管理の対象とならないかもしれません。しかし、大学の中には、原子力・化学・生物・先端材料・情報通信など多くの機微技術・情報や高スペックの機器等が存在しています。これらは、大量破壊兵器の開発等につながる（用いられる可能性があり）、安全保障輸出管理上規制の対象となる国や機関に拡散しないように留意しなければなりません。

機器等のスペックや技術情報の具体的内容は輸出者本人で無ければ判断できないこともあり、まずは技術情報等を提供しようとする**研究者自身が「該非判定」を自ら意識的に行うことが重要**です。

大学・研究機関でよく見られる技術提供の機会を参考にし、必要に応じて、正しい学内手続きを行ってください。

技術提供の機会	想定される場面	安全保障輸出管理上の確認事項
留学生・ 外国人研究者を受入れる	○実験装置を貸与する ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供する ○電話や電子メールで情報を提供する ○授業 ○会議 ○打合せ ○研究指導、技術指導 ○研究施設の見学	来日して6か月未満の留学生や外国人研究者は外為法上、「非居住者」となります。非居住者に対して規制対象技術に当たる公開されてない技術データや、自主開発・改良したプログラムを提供する場合は許可を取得しなければなりません。また、実験成果、仕様書、試料、試作品などの技術情報を、メールやUSBメモリなどの記録媒体で提供するだけでなく、セミナーや電話で研究指導や技術指導を行うことも技術提供に含まれます。 **1．居住者、非居住者**⇒居住者である場合、許可不要。（P5.『④研究者・留学生受入れの場合』参照） **2．規制技術（リスト規制・キャッチオール規制）の確認**⇒不特定多数の者が知っている者、既に特許として出願、公開されているものは公知の技術。公知の技術は、許可不要。 **3．技術提供をする分野の確認**⇒基礎科学分野の研究活動における技術提供は例外的に許可が不要。（P11.『4．例外規定』参照。） **4．帰国時の持ち出し確認**⇒来日後6か月経過して「居住者」となった留学生や外国人研究者が帰国（休学中の一時帰国も含む）後、外国において技術を再提供することがあらかじめわかっている場合や、その可能性がある場合は、技術資料（USBメモリなど）の外国への持出しや、技術指導による技術提供の有無を確認。 **5．再提供の可能性**⇒留学生や外国人研究者が外国において規制対象技術を再提供する場合は許可が必要。 **6．外国ユーザーリスト**⇒経済産業省が公表をしている、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織に所属していないか確認。技術提供を行う場合は、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、許可が必要。（『付録5』もしくは『経済産業省METI 安全保障貿易管理Export Control＞外国ユーザーリスト』参照。）
外国の大学や企業との共同研究	○実験装置を貸与する ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供する ○電話や電子メールで情報を提供する ○授業 ○会議 ○打合せ	外国の大学や研究機関等の共同研究を実施する場合、またその際に特定の技術を応用する場合には、提供する技術の中に規制対象技術が含まれているかどうか確認する必要があります。また共同研究に際して、共同研究者（機関）との契約や取決めで論文発表に制限があるケースでは、公表されない技術情報（公知でない技術情報）の管理・帰属についても十分に話し合っておく必要があります。 **1．居住者、非居住者** **2．規制技術（リスト規制・キャッチオール規制）の確認** **3．技術提供をする分野の確認**（商品開発の狙いがあるか） **6．外国ユーザーリスト**
非公開の学会やセミナー、講演会	○技術情報の提供（口頭・展示） ○資料配布	学会やセミナー・講演会等の参加に際し、なにか特別な制限（特定の参加者のみへの提供）がある場合は「技術を公知する活動」とはいえないため、その場合は規制対象技術の有無を十分に検討する必要があります。 **2．規制技術（リスト規制・キャッチオール規制）の確認**
研究試料などの海外への持出し	○成果物（サンプル品等）や自作の研究資材・機材を携行する	研究試料や研究資機材を海外へ携行する場合は、使われる材料や機器の仕様によっては規制対象となることがあります。その場合は、たとえ確実に持ち帰るとしても許可を取得する必要があります。 **2．規制技術（リスト規制・キャッチオール規制）の確認**

Ⅱ.立教大学における安全保障輸出管理体制

1．管理体制と役割

①（体制図）

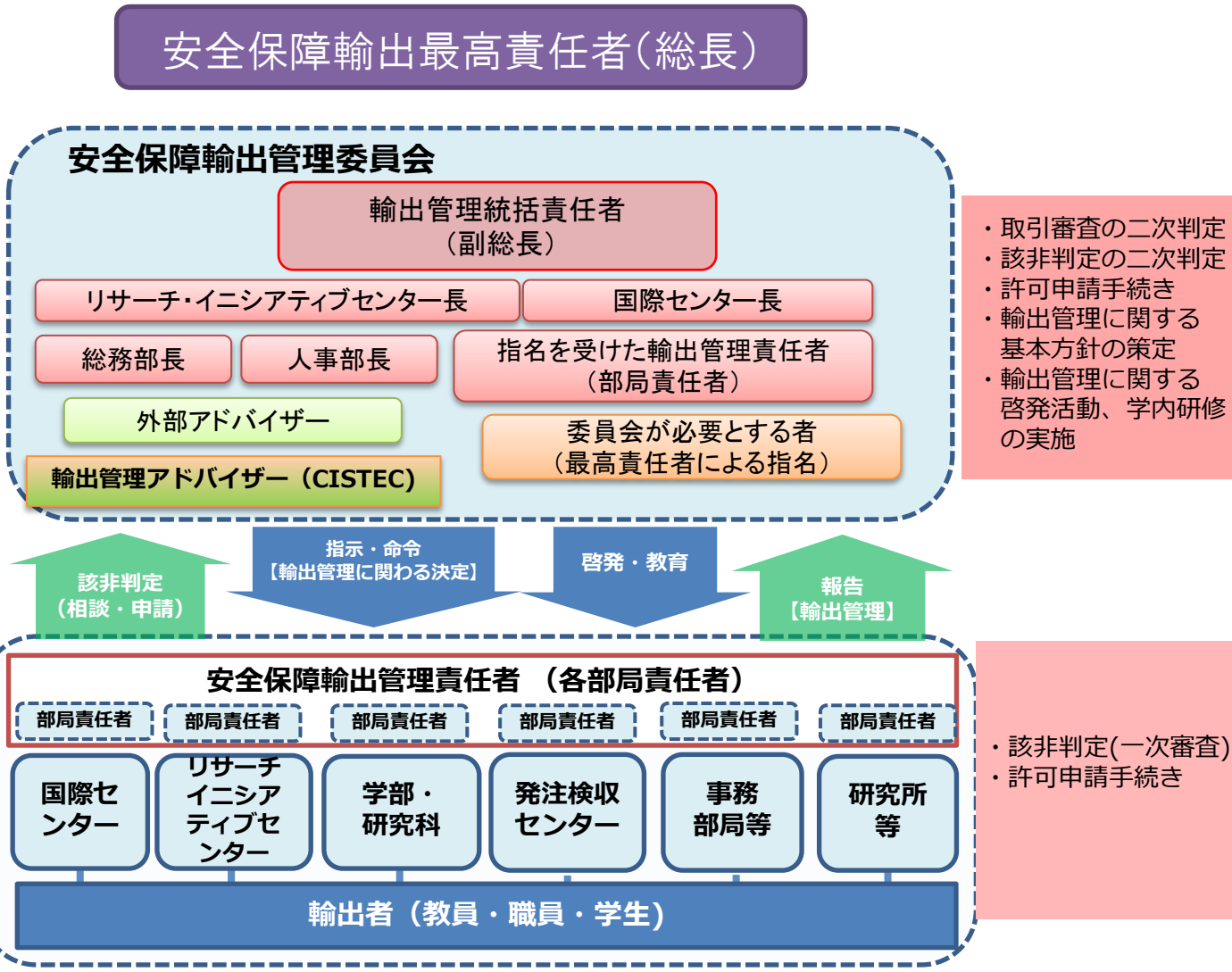

安全保障輸出管理に関わるチェックが必要な事例（学内手続あり）

- 研究、教育に関する海外出張
- 国際共同研究、技術移転
- 研究機材等の輸出
- 外国人教員任用
- 外国人研究補助者任用
- 外国人研究員任用
- 招聘研究員任用
- 外国人留学生/研究員受入
- 研究員派遣

個人および部局でチェック（学内手続なし）

- 本学の予算でない出張
- 例外規定に該当するもの

その他

②役割

本学では、2015年4月1日付けで、「立教大学安全保障輸出管理規程」を制定し、総長を安全保障輸出管理の最高責任者とする管理体制をスタートさせました。

該非判定等の審査は各部局の部局責任者（部長）が一次審査、安全保障輸出管理委員会を通して輸出管理統括責任者が二次審査を行います。それぞれの実務の補佐を安全保障輸出管理委員会事務局（リサーチ・イニシアティブセンター、国際化推進機構）が行います。

また該非判定等に関する支援サポートを外部機関（CISTEC）に依頼し、研究者等の教育・教育活動における輸出・技術提供をサポートします。

体制		役割
安全保障輸出管理最高責任者（最高責任者）	総長	安全保障輸出管理の最終権限者。 経済産業省に対する輸出承認申請者であり、輸出の最終承認を行う。
安全保障輸出統括管理責任者（統括責任者）	副総長	全学における輸出案件の該非判定の結果を最終判断する。安全保障輸出管理委員会の委員長を兼ねる。
安全保障輸出管理責任者（部局責任者）	各部局の部長または事務部長	輸出者（教職員等）が所属する部局等（学部・大学院研究科・研究所等）における輸出管理に関する業務を統括する。
安全保障輸出管理委員会	・統括責任者（副総長） ・最高責任者が指名する輸出管理責任者（部局責任者） ・リサーチ・イニシアティブセンター長 ・国際センター長 ・総務部長 ・人事部長 ・その他委員会が必要と認めた者（最高責任者が指名）	・安全保障輸出管理に関する重要事項を審議する。 ・規程等の制定、改廃 ・教職員等に対する研修・啓発活動 ・監査の実施 ・該非判定および取引審査 ・その他安全保障輸出管理に関する重要事項
委員会事務局	リサーチ・イニシアティブセンター 国際化推進機構	
相談窓口	安全保障輸出管理委員会事務局	
外部アドバイザー		該非判定サービス、講師派遣、安全保障輸出管理に関する情報提供等

2. 手続き

①手続きチェックフロー

海外で実験を行うための機材の輸出や研究に使用するための海外への物品の持ち出し(PC等)、研究者や留学生等に提供とする技術情報が安全保障輸出管理の規制対象となるかどうか。また該当する貨物や技術情報がある場合、輸出許可申請(役務取引許可申請)を経済産業大臣に行う必要があります。以下のフローに従って手続きを行ってください。

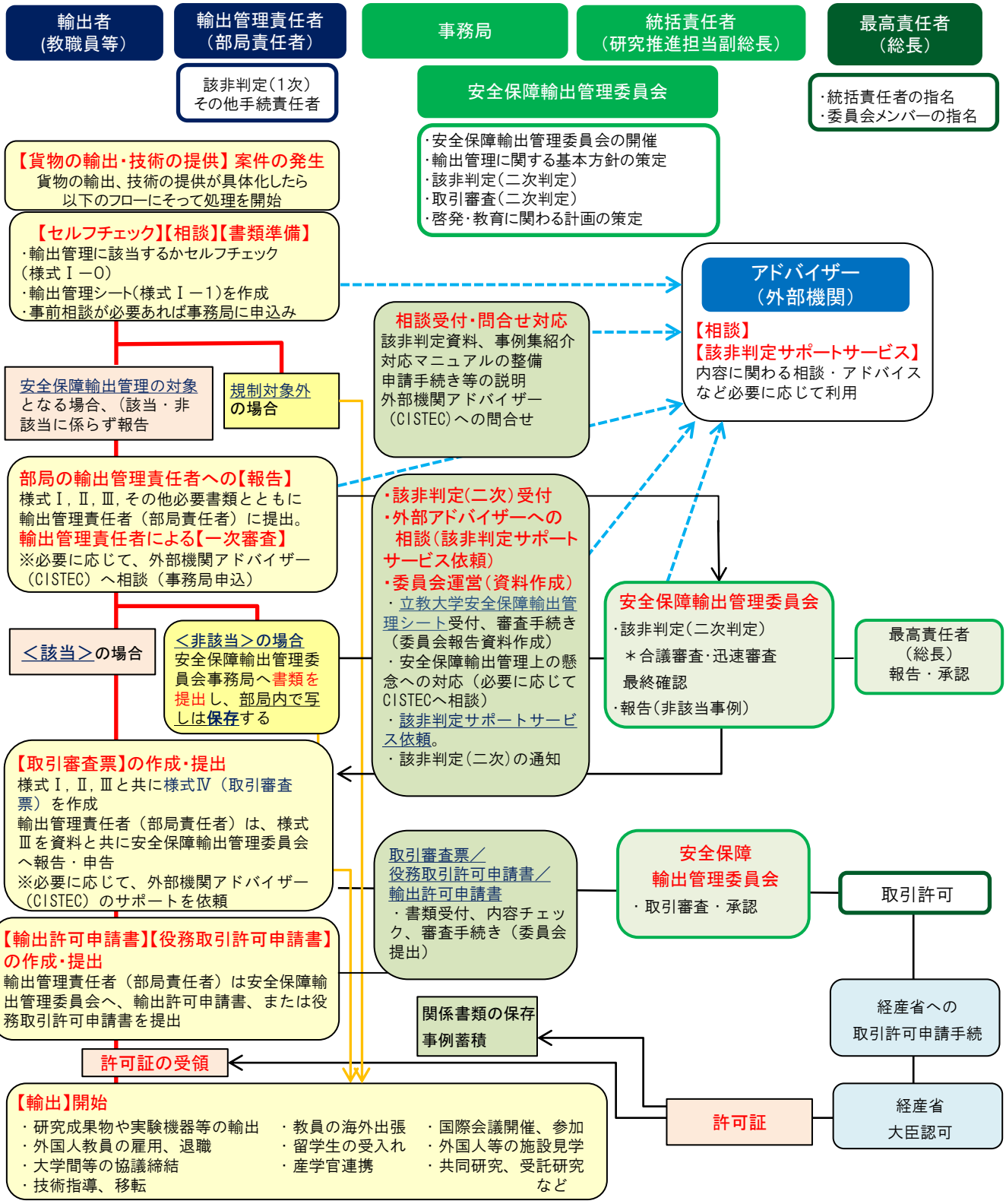

3.「該非判定」等の判断にあたって（注意点）

輸出する貨物（物品）や技術情報が安全保障輸出管理規制の対象となるかどうかを判断するにあたり、セルフチェック【様式Ⅰ－0】を利用し、まずは研究者自身が提供先と使用目的について確認を行ってください。法令は非常に詳細で複雑ですので、少しでも疑わしい場合は、必ず部局責任者、安全保障輸出管理委員会事務局にご相談ください。

輸出する貨物（物品）や技術情報の提供先（国）によって適用される規制の範囲が異なるため、注意が必要です。

（1） 提供国が「ホワイト国」の場合

「ホワイト国」とは、わが国と同様に輸出管理が適正に行われていると認められる下記の27カ国を指します。

提供先がこれらの国の場合は輸出する貨物（物品）や技術情報が①リスト規制に該当するかのみを確認します。リスト規制に該当しなければ、原則として規制の対象となりません。

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ルクセンブルク

（2）提供先が「外国ユーザーリスト」に該当する場合

「外国ユーザーリスト」とは、経済産業省が「公表している大量破壊兵器の開発等の懸念がある海外機関のリストです。平成26年9月現在、下記の11か国（地域）に該当機関が存在します。提供先がこれらの国（地域）の場合、

①リスト規制に該当するか、②提出先機関が「外国ユーザーリスト」に掲載されているか、③「外国ユーザーリスト」に記載された「懸念区分」の技術提供であるか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、を必ず確認する必要があります。「懸念区分」には、「核」「化学」「生物」「ミサイル」の4種類があります。

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港

（3）提供先が「国連武器禁輸国」の場合

「国連武器禁輸国」とは、下記の11か国です。提供先がこれらの国の場合、大量破壊兵器の開発等にかかる物や技術情報に加えて、通常兵器の製造または使用に用いられる恐れがある場合に規制対象となることがあります。そのため、①リスト規制に該当するか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるかに加え、⑤通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか、を必ず確認する必要があります。

アフガニスタン、イラク、エリトリア、北朝鮮、コンゴ民主共和国、コートジボアール、スーダン、ソマリア、リビア、リベリア、レバノン

（4）その他の国の場合

上記（1）～（3）のどの種別にも含まれない国の場合、①リスト規制に該当するかどうか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、を確認してください。

「ホワイト国」、「外国ユーザーリスト」該当国、「国連武器禁輸国」以外のすべての国

4. 例外規定（許可を要しない特例）

輸出する貨物（物品）や技術の提供において、リスト規制に該当している場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、許可申請が不要です。

（1） 貨物の輸出（輸出令第4条第1項、運用通達）

①無償特例（対象品目限定：告示で指定）

・無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物（無償で輸入し無償で返送する貨物）
例）わが国において開催された博覧会等に外国から出品された貨物であって終了後返送されるもの

・無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物（後日無償で輸入する予定で無償で輸出する貨物）
例）自己使用で持ち帰りのノートパソコン、携帯電話、デジカメなど

②少額特例（一定範囲の貨物の中で、貨物の種類毎で定められた一定の価格以下のもの）

・項番、貨物品目毎に5万円、100万円、適用されないなどがあります。
＊提供先が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）の場合は、この特例は適用できません。

③部分品特例（輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組み込まれている場合）

・部分品が当該貨物の価格の10%以下等の場合
＊特例を利用し輸出する場合には、輸出通関の輸出申告書にその特例の適用を表示して手続き

（2）技術の提供（貿易外省令第9条第2項）

①公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引

イ. 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、すでに不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
ロ. 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
ハ. 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
ニ. ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
ホ. 学会発表用の原稿又は、展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引

②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

＊基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的にした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

③工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
④貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引
⑤プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引
⑥市販のプログラムに関する取引
⑦原子力災害等の援助のために貨物に付随して輸入された使用の技術の貨物の返送に付随して提供される取引

海外出張等の際、個人的な使用目的でハンドキャリーされるパソコン等については、たとえ規制対象貨物であっても許可を取得する必要はありません。しかし、これを海外において他人に使用させたり、ソフトを譲渡する場合等は技術提供に係る許可が必要となる場合があります。（経済産業省　大学・研究機関における安全保障貿易管理について）

5. 相談・問合せ

立教大学安全保障輸出管理ホームページ（HP）

http://www.rikkyo.ac.jp/research/initiative/export/

立教大学安全保障輸出管理委員会・事務局

【貨物の輸出・その他委員会全般等に関する問合せ】
リサーチ・イニシアティブセンター
TEL：03-3985-2762

【留学生・海外の協定校からの受入れに関する問合せ】
国際センター
TEL：03-3985-4134

上記へのお問合せは以下のメールアドレスでもお受けいたします。
export@rikkyo.ac.jp

関連リンク・資料

安全保障貿易情報センター（CISTEC）_ http://www.cistec.or.jp/

企業等の自主輸出管理を促進する民間の非営利総合推進機関。
輸出管理に関する法令情報、地域情報（CHASER）等を確認する事ができます

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

制度の概要や法令解釈についてのお問い合わせ
HPへのご意見
【安全保障貿易管理課】
TEL:03-3501-2800

申請手続、キャッチオール事前相談についてのお問い合わせ
【安全保障貿易審査課】
TEL:03-3501-2801

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）についてのご相談
不正輸出のご連絡 【安全保障貿易検査官室】
TEL:03-3501-2841

安全保障に係る輸出管理以外のお問い合わせ 【安全保障貿易管理課】
TEL:03-3501-0538

安全保障貿易管理についての一般的なお問い合わせ【安全保障貿易案内窓口】
TEL:03-3501-3679

産学連携学会 （大学における安全保障輸出管理に関するガイドライン）

http://j-sip.org/info/anzenhosho.html

外務省海外安全ホームページ

http://www.tokutenryoko.com/qa/2013/01/2970.html

JETRO（輸出入・海外進出の実務）

http://www.jetro.go.jp/world/japan/#

Ⅳ. こんなときどうする？（Q＆A）

No.	Q&A
Q1	常識的に、スーツケースに入れて通常持っていく機材のようなもの（パソコンを含む）は、リスト規制に該当していなければ、特に海外への持ち出しに問題がないと考えていいでしょうか？
A1	リスト規制に該当しないものであっても、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器補完的輸出規制の対象となる場合があるため、注意が必要です。また共同研究で使用するための旧式の機材や自作の測定装置などであっても、リスト規制品に該当するスペックを有するものがあります。その場合、たとえ持ち帰ってくるとしても輸出許可申請が必要となります。ただし、市販されているようなノートパソコンや携帯電話については、一部を除きその大半がリスト規制非該当となりますので、持ち帰ってくるものであれば問題ないと考えて差支えありません。
Q2	海外出張で、技術データや設計図面などを持っていく場合、自由に持って行けると考えていいでしょうか？
A2	リスト規制に該当しない技術データを、自己使用目的で、かつ、誰にも提供せずに持ち帰ってくるのであれば、基本的に問題はありません。しかし、誰かに提供するために持ち出す場合、技術データや設計画面などがリスト規制技術に該当していれば役務許可申請が必要になります。また、リスト規制技術に該当しないものであっても、渡航先で大量破壊兵器等の開発に利用しようと意図する相手に提供することになる場合は、大量破壊兵器キャッチオール規制や通常兵器キャッチオール規制の対象となり得ます。この場合、客観要件またはインフォーム要件いずれかに該当する場合には、役務許可を取得する必要があります。許可を取らないで提供した場合は、法令違反で罰せられることになりますので、渡航前に技術データを持ち出す必要性や提供先を十分に検討するようにして下さい。
Q3	教育は技術の提供に該当しますか？
A3	市販されている教科書を用いた講義などであれば、公知の技術提供に当たるため、許可を取得する必要はありません。しかし、研究室で保有し、外に発表していないノウハウや、データやプログラムを用いて非居住者に指導を行う場合は、内容によっては許可を取得してから行わなければならない場合があります。技術指導、技能訓練、コンサルティングサービスその他の形態で提供される内容が含まれる場合には、技術の提供に当たるとして管理が必要になります。
Q4	電話やメールでのやりとりや、海外の発表会後の個人的な食事会での会話は、技術の提供に該当するのでしょうか？
A4	公知ではない技術情報を電話やメール等で非居住者に対して提供する場合は、規制の対象となります。
Q5	学会用の原稿を送付する場合は許可不要ということですが、機微な技術情報に関するものでもよいのでしょうか？
A5	不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするための公表は、技術を公知とするための技術提供にあたるため、それがリスト規制に該当する技術だったとしても役務許可を取得する必要はありません。ただし、学会参加者に守秘義務を課して発表を行なう場合など、すべての技術が公知とするための技術提供であるとは必ずしもいえるわけでなく、特例にあたらない場合は役務許可を取得する必要があります。（貿易外省令第9条第2項第九号）。その他、法令上の義務ではありませんが、一般公開を検討している原稿の中には、大量破壊兵器の開発などにも転用可能な技術情報が含まれている場合もあるため、大量破壊兵器の拡散を防止するという社会的側面、科学者倫理に基づく側面も配慮いただき、一般公開の適否を慎重に検討してください。
Q6	特許情報を提供する場合、許可は取らなくてもいいのでしょうか？
A6	公開特許情報は「公知の技術」に当たるため、役務許可を取得する必要はありません。(貿易外省令第9条第2項第九号）
Q7	大学に雇用されている外国人研究者への技術情報の提供は該当しますか？
A7	外為法上、雇用された時点で「居住者」となり、当該外国人研究者が日本国内で研究機関・企業等で従事する場合は、技術情報の提供は規制の対象になりません。しかし、当該研究者が提供を受けた技術情報を、更に非居住者に提供しようとする場合や、雇用関係があっても当該研究者が日本国以外の研究機関・企業等で従事する場合には、規制の対象となる場合があるので、技術提供者は、慎重な技術情報の提供が求められます。

Ⅳ. こんなときどうする？（Q＆A）

No.	Q&A
Q8	留学生・外国人研究者を受入れるとき、何に注意すればいいのでしょうか？
A8	受入れようとする留学生や外国人研究者に対して、受入れる研究室において当該機器の技術（設計・製造・使用）等の提供がないか、外国ユーザーリスト掲載機関との関係がないか、事前確認が必要です。可能性がある場合、そのような技術の提供をしない範囲で受入れるか、許可申請を行った上で受入れるか、受入れを断るかの判断が必要になります。しかし、市販されている教科書を用いた技術など、既に公知となっている技術の提供や、基礎科学分野の研究活動等は例外規定により規制対象外となります。外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れは、特に慎重な対応が必要になります。
Q9	留学生に教える内容は、最終的に何に使われるかという観点から教えているわけではありません。大量破壊兵器キャッチオール規制の観点からどのように考えればよいのでしょうか？
A9	技術の提供は、教わった人が最終的に何に使うかがポイントになります。 留学生が教わった技術情報を大量破壊兵器の開発などのために外国において再提供しようとする情報があれば、規制対象になりますし、技術を提供する前に許可を取得しない場合には、法令違反となります。このような安全保障輸出管理制度があるということを、留学生に対して注意喚起することが大切です。